

建設環境委員会資料

1 予算案

第85号議案 令和4年度島根県一般会計補正予算（第4号）[関係分]	1
-----------------------------------	---

2 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況について	4
(2) 島根県内の外国人住民人口の状況について	5
(3) 自然公園を活用した誘客促進補助金について	7
(4) (仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価について	9

令和4年9月30日・10月3日
環境生活部

【第85号議案】

令和4年9月30日・10月3日
建設環境委員会資料
環境生活部

環境生活部予算の概要
(令和4年度9月補正予算)

課別予算額(一般会計) (単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
環境生活総務課	305,597	44,886	350,483
人権同和対策課	190,648	6,499	197,147
文化国際課	3,180,060	24,168	3,204,228
スポーツ振興課	1,174,541	1,824,545	2,999,086
自然環境課	811,177	29,048	840,225
環境政策課	651,145	▲ 8,063	643,082
廃棄物対策課	473,477	▲ 1,308	472,169
合計	6,786,645	1,919,775	8,706,420
うち一般職給与費	864,727	36,137	900,864
うち事業費	5,921,918	1,883,638	7,805,556

(単位:千円)

課名 事業名称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
合 計	6,786,645	1,919,775	8,706,420	▲ 6,000	0	11,705	0	11,705	1,902,365
環境生活総務課	305,597	44,886	350,483			11,705		11,705	21,476
1 一般職給与費	151,378	21,476	172,854						
2 しまね社会貢献推進事業費	21,685	23,410	45,095						
しまね社会貢献基金の登録団体が提案する公益性の高い事業について、クラウドファンディングの手法により寄附を募集し、必要な経費を助成する事業を増額 ・県民いきいき活動促進事業 11,705千円 ・しまね社会貢献基金造成事業 11,705千円									
1 一般職員 21人→21人									
人権同和对策課	190,648	6,499	197,147						6,499
1 一般職給与費	81,353	6,499	87,852						
一般職員 11人→11人									
文化国際課	3,180,060	24,168	3,204,228	▲ 6,000					30,168
1 一般職給与費	221,990	4,206	226,196						
一般職員 30人→31人									
2 文化芸術振興支援事業費	35,772	▲ 3,000	32,772						
文化芸術振興費補助金内示による減									
3 芸術文化センター事業費	476,715	6,003	482,718						
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来年度再開館するホール周辺の3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・抗菌・抗ウイルス対策 ・空気清浄機、サーモグラフィ、二酸化炭素濃度モニター									
4 島根県民会館事業費	268,297	16,959	285,256						
(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、島根県民会館における3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 14,147千円 [実施内容] ・網戸設置、ブラインド更新 ・来館者管理・混雑検知システムの整備 ・カーテン、テーブルクロス更新 ・多目的トイレのペビークーブ更新									
(2) 令和3年度指定管理業務への新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更 2,812千円									

スポーツ振興課		1,174,541	1,824,545	2,999,086				1,824,545
1	一般職給与費	89,721	12,154	101,875	一般職員 13人→13人			
2	県立体育施設管理運営事業費	398,824	4,207	403,031	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、武道館における3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・網戸の設置 ・トイレの洋式化			
3	障がい者利用施設運営事業費	67,964	8,184	76,148	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、はつらつ体育館における3密回避や衛生対策に必要な環境整備を実施 [実施内容] ・更衣室の改修 ・トイレの自動水栓化			
4	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費	9,083	1,800,000	1,809,083	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営費負担に備えた積立			
自然環境課		811,177	29,048	840,225				29,048
1	一般職給与費	90,136	1,173	91,309	一般職員 12人→12人			
2	三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費	331,602	2,875	334,477	令和3年度指定管理業務への新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和4年度の指定管理料を変更			
3	自然公園管理事業費	52,585	25,000	77,585	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光需要を回復・拡大させるため、県内自然公園等の魅力を向上させ、安全・安心・快適に利用できるよう施設整備を実施 [実施内容] 自然公園等の歩道施設、案内標識等の改修等			
環境政策課		651,145	▲ 8,063	643,082				▲ 8,063
1	一般職給与費	146,987	▲ 8,063	138,924	一般職員 20人→19人			
廃棄物対策課		473,477	▲ 1,308	472,169				▲ 1,308
1	一般職給与費	83,162	▲ 1,308	81,854	一般職員 12人→12人			

新型コロナウイルス感染症に伴う業務見直し状況（主な中止・延期等業務）

建設環境委員会資料
令和4年9月30日・10月3日
環境生活部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その対応業務へ多くの職員を従事させる必要があったため、

① 中止、延期した事業・イベント（対外的なもの）

部局名	所属名	事業・イベント	対応方針（見直し内容）
環境生活部	環境生活総務課	地域防犯ボランティア交流会	R 4 中止 10月開催の予定としていたが、感染状況に鑑み開催を中止
環境生活部	人権同和对策課	社会人権教育・啓発専門講座（一般公開）	延期・縮小等 7月開催予定の講座を10月以降に延期
環境生活部	人権同和对策課	人権・同和問題を考える女性の集い	延期・縮小等 8月開催の集いを参加人数を縮小して開催
環境生活部	文化国際課	日本人住民向け多文化共生セミナー	延期・縮小等 7月に予定していたセミナーの募集案内を10月以降に延期
環境生活部	自然環境課	自然体験学習	延期・縮小等 7、8月に開催予定の3回の体験学習を中止し、10月にオンラインで開催する予定
環境生活部	スポーツ振興課	第77回国民体育大会 島根県選手団結団式及び会期前実施競技 島根県選手激励式	R 4 中止 9月開催の予定としていたが、感染状況に鑑み開催を中止
環境生活部	スポーツ振興課	しまねレクリエーションフエスティバル（出雲及び浜田会場）	延期・縮小等 出雲会場については縮小して実施、浜田会場については7月開催予定を11月以降に縮小の上延期して実施予定
環境生活部	廃棄物対策課	海辺の漂着物調査	延期・縮小等 全8回実施予定のうち2回分を10月以降に延期

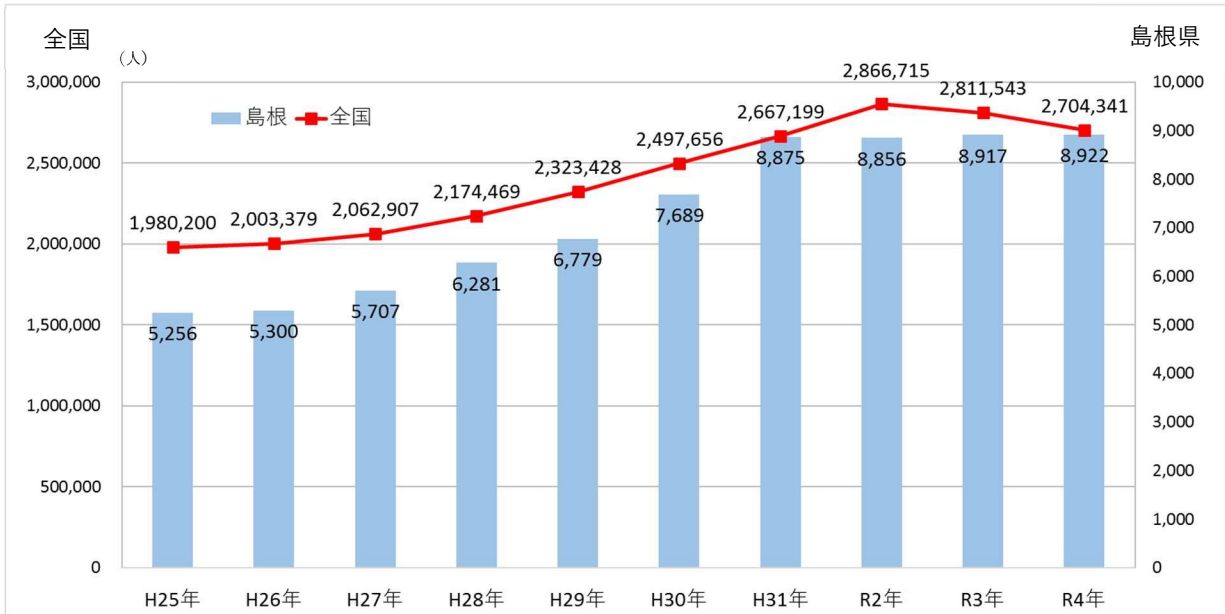
② 中止、延期した内部業務（県の組織内に加え他県等との業務を含む）

部局名	所属名	内部業務	対応方針（見直し内容）
共通	共通（環境生活総務課）	R 5 当初予算新規拡充事業の検討など	延期・縮小等 昨年度夏頃に行った事前検討の検討時期を後ろ倒しするなど見直し
環境生活部	環境生活総務課	協働推進研修	R 4 中止 10月に県内3箇所で開催予定の研修を中止
環境生活部	人権同和对策課	社会人権教育・啓発専門講座（行政職員）、市町村等モニターング研修、ハンセン病に関する現地研修など	延期・縮小等 社会人権教育・啓発専門講座の開催回数を縮小し録画配信に変更、7～8月に開催予定としていた研修を10月以降に延期するなど、見直し
環境生活部	環境政策課	5 県湖沼担当者会議	R 4 中止 9～10月に開催予定としていた会議を来年度に延期
環境生活部	環境政策課	化学欄に係る新任職員研修、部次長等との保健所等の職員との意見交換会など	延期・縮小等 年度前半に予定していた研修や意見交換会などを10月以降に延期するなど、見直し

島根県内の外国人住民人口の状況について

1. 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）」 （総務省 令和4年8月9日公表）の結果について

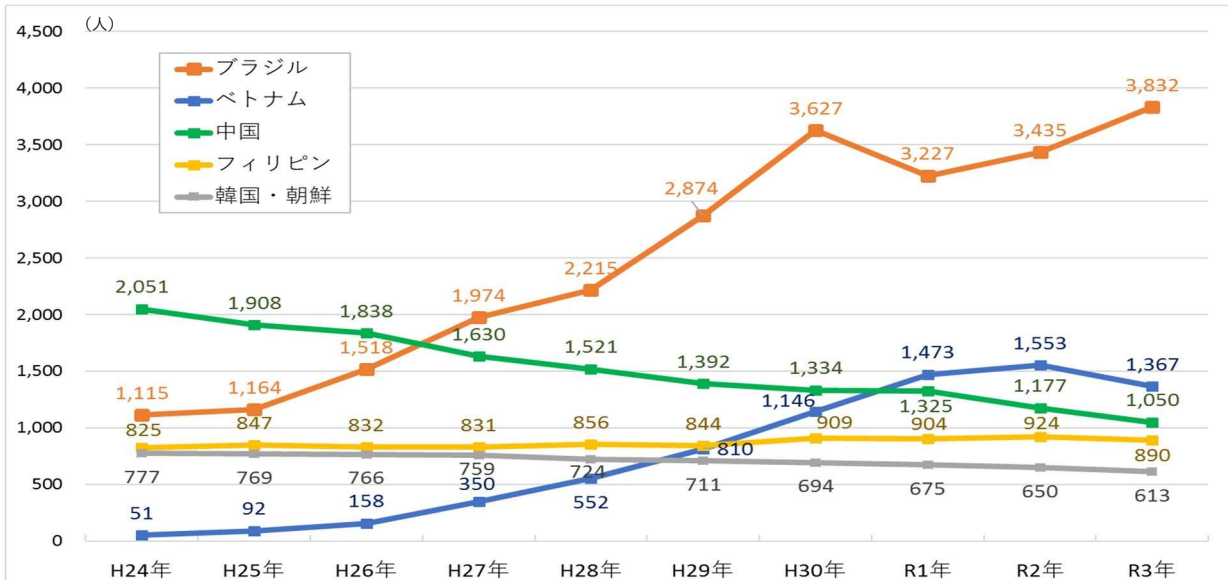
- 全国の外国人住民人口は、令和3年から2年連続で減少した。
- 外国人住民人口が増加した都道府県は、山梨県（+58人）と島根県（+5人）であった。
- 島根県の外国人住民人口は、令和2年以降、横這いの状況となっている。



（注）外国人住民の住民基本台帳制度への適用は平成24年7月以降
平成25年人口は同年3月31日現在、平成26年以降は1月1日現在

2. 県内の外国人住民の主な国籍（出身地域）別の推移

- ブラジルが全体の約4割を占めており、令和2年から2年連続で増加した。
- ベトナムは、継続して増加していたが、令和3年は減少に転じた。



（注）文化国際課調べ（令和3年12月末現在）

3. 県内市町村の外国人住民人口

- 外国人住民人口が最も多い市町村は、出雲市であり、次いで松江市、浜田市の順となった。
- 人口に占める外国人住民の割合は、県全体で 1.34%、最も割合の高い市町村は、吉賀町 (2.87%)、次いで出雲市 (2.80%) となった。

市町村名	R3.1.1 現在	R4.1.1 現在	増減	外国人住 民の割合	市町村名	R3.1.1 現在	R4.1.1 現在	増減	外国人住 民の割合
松江市	1,521	1,462	△ 59	0.73%	奥出雲町	83	79	△ 4	0.66%
浜田市	653	554	△ 99	1.07%	飯南町	41	34	△ 7	0.73%
出雲市	4,600	4,886	286	2.80%	川本町	22	19	△ 3	0.60%
益田市	379	383	4	0.85%	美郷町	17	17	0	0.39%
大田市	364	372	8	1.12%	邑南町	76	75	△ 1	0.74%
安来市	265	220	△ 45	0.59%	津和野町	49	45	△ 4	0.65%
江津市	299	288	△ 11	1.28%	吉賀町	203	171	△ 32	2.87%
雲南市	224	199	△ 25	0.55%	海士町	10	13	3	0.58%
					西ノ島町	22	20	△ 2	0.75%
					知夫村	3	7	4	1.12%
					隠岐の島町	86	78	△ 8	0.57%
					県計	8,917	8,922	5	1.34%

【参考】全国の人口に占める外国人住民の割合：2.15%

(注) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (令和4年1月1日現在)」

4. 最近の県内の外国人住民人口の状況

- 県が月毎に公表している島根県推計人口によると、令和4年5月以降、県内の外国人住民人口は、大きく増加に転じた。

		R3. 9. 1 現在	R3. 10. 1 現在	R3. 11. 1 現在	R3. 12. 1 現在	R4. 1. 1 現在	R4. 2. 1 現在	R4. 3. 1 現在	R4. 4. 1 現在	R4. 5. 1 現在	R4. 6. 1 現在	R4. 7. 1 現在	R4. 8. 1 現在	計
全体		△ 106	△ 48	△ 15	△ 72	△ 97	△ 93	△ 40	△ 79	178	377	213	68	286
自然 動態	増減数	4	10	0	1	3	9	1	5	3	4	8	7	55
	うち出雲市	6	8	1	4	3	4	0	3	4	5	7	5	50
社会 動態	増減数	△ 110	△ 58	△ 15	△ 73	△ 100	△ 102	△ 41	△ 84	175	373	205	61	231
	主な増減団体	出雲市△85 大田市△11	浜田市△23 吉賀町△13 松江市△12	浜田市△9 吉賀町△9	松江市+12 出雲市△58	出雲市△33 浜田市△19 大田市△15	出雲市△44 松江市△20 浜田市△16 益田市△13	出雲市△14 浜田市△9	出雲市△41 松江市△25 安来市△13	出雲市+80 松江市+55 浜田市+16 江津市+16	出雲市+195 松江市+66 大田市+35 益田市+29 江津市+21	松江市+53 出雲市+53 浜田市+23 大田市+19 安来市+16 江津市+13 雲南市+12	出雲市+29 大田市+10	

(注) 島根県推計人口月報

令和4年度 自然公園を活用した誘客促進補助金採択事業一覧

島根県自然環境課

No.	事業者名	所在地	活用する自然公園	事業概要
1	特定非営利活動法人水の都プロジェクト協議会	松江市	大山隠岐国立公園・ 宍道湖北山県立自然公園・ 中国自然歩道（島根半島一帯）	島根半島の神話と宍道湖の歴史散策めぐり 体験ツアー造成とマップの作成
2	島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会	松江市	大山隠岐国立公園	桂島を活用したジオパーク学習や生き物観察、ジオラマ制作などの体験プログラム造成
3	満喫プロジェクト島根半島西部協議会	出雲市	大山隠岐国立公園	日御碕・鷺浦エリアでの体験型旅行商品開発やファムツアー、ワーケーションモニターツアーを実施し、国内外の観光客増加と魅力の向上
4	美保関地域観光振興協議会	松江市	大山隠岐国立公園	半島東部をコースとしたサイクリング大会
5	アオイテクノサービス株式会社 地域創生事業部 瑞穂ハイランド事務所	邑南町	西中国山地国定公園	瑞穂ハイランドのゲレンデから国定公園である山頂までを、バギーで登頂する体験ツアー
6	一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構	隠岐の島町	大山隠岐国立公園	メディアを対象とした歴史探求ツアーによる特集記事の掲載と、知的好奇心の高い人を対象とした探求モニターツアーの実施及び旅行商品の造成

(仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価について

1. 事案の概要

- (1) 事業の実施者 アジア風力発電株式会社 代表取締役 杉山正幸
(東京都港区東麻布1-26-8)
- (2) 対象事業実施区域 益田市匹見町
(関係地域: 益田市、浜田市、広島県北広島町及び安芸太田町)
- (3) 事業の種類 風力発電所の設置 (法対象)
最大54,000kw (4,300kw×13基) ※合計出力を54,000kwに制御
- (4) 事業実施予定時期 建設工事: 令和5年7月、運転開始: 令和9年11月
- (5) 現在の手続き状況 準備書手続き中

2. 準備書に係る審査状況等

- (1) 第1回島根県環境影響評価技術審査会 (令和4年6月1日、事業者説明)
- (2) 島根県環境影響評価庁内連絡調整会議 (令和4年6月1日)
- (3) 関係自治体からの意見提出
(益田市長より令和4年7月13日付け、浜田市長より令和4年7月11日付け)
- (4) 第2回島根県環境影響評価技術審査会 (令和4年8月24日、答申案審議)
- (5) 島根県環境影響評価技術審査会長から知事へ答申 (令和4年9月15日)

3. 知事意見 (別紙参照)

専門的な知見はもとより、益田市長意見、浜田市長意見及び庁内関係課の意見を幅広く審議のうえ取りまとめられた島根県環境影響評価技術審査会答申に沿って知事意見を作成し、令和4年9月22日に経済産業大臣あて送付した。

[知事意見のポイント]

- (1) 適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減することとし、できない場合は当該計画の見直しを行うこと。
- (2) 当該計画地周辺の既設及び計画中の風力発電設備との累積的な環境影響について、適切な評価を行うこと。
- (3) 地域住民等の懸念事項を十分に把握した上で積極的な情報提供を行い、丁寧かつ十分な説明に努めるなど、理解を得ながら事業を進めること。
- (4) 濁水を高津川水系等へ流入させない、また水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。
- (5) 当該計画地周辺にはクマタカの営巣等も確認されており、繁殖の阻害などの影響が懸念されるため、これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、専門家等の助言を踏まえて再検討を行うこと。
- (6) 事後調査を実施するとともに、事後調査において、重大な影響が認められた場合は、環境保全措置を適切に実施すること。

(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

本事業は、島根県益田市において出力で最大 54,000kW、基数にして最大 13 基程度の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して、益田市長からは、事業実施にあたって地域住民に対し情報を提供したうえで、合意が得られることが極めて重要であり、地域住民等との連携を深め、その際聴取した意見や要望に対しては誠実な対応を行うことを求める旨の意見が提出されている。また、浜田市長からも調査・予測等を継続することや地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、運転開始後も引き続き対話を重ね、住民不安の払拭に努めることを求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

- (1) 事業の実施にあたっては、適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減することとし、代償措置を前提とすることがないようにすること。

また、環境への影響を回避又は十分な軽減ができない場合には、対象事業実施区域の変更を行うなど当該計画の見直しを行うこと。

- (2) 本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、これまでに水質が最も良好な河川に何度も選定されたことのある一級河川高津川の支流匹見川の源流部であり、周辺の河川では簡易水道、農業用水等の利水やアユ漁などの内水面漁業が行われている。また、特別天然記念物のオオサンショウウオや絶滅危惧種であるクマタカが生息・繁殖するなど、自然環境上重要な地域等が存在しており、事業の実施による重大な環境影響が生じるおそれがある。

加えて、対象事業実施区域の広範囲が森林法に基づく保安林となっており、事業の実施により、流域に降った雨水を蓄え、ゆっくりと川へ流すことにより、洪水や濁水を防ぎ、水を浄化する機能である水源涵養機能や土砂流出防備機能等の低下が生じるおそれもある。

このため、風力発電設備の配置並びに搬入路の線形等を見直し、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに、発生残土は保安林外で適切に処理するなど、事業実施区域及びその周辺への影響が最小限となるよう計画を見直すこと。

(3) 事業計画を変更した際は再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

(4) 対象事業実施区域の周辺には既設の風力発電設備が 29 基稼働しており、現在、環境影響評価の手続きが行われている風力発電設備も最大で 29 基ある。

これらの風力発電設備に関する最新の情報ならびに先行事例の情報を海外も含めて収集し、得られた知見を活用して、本事業との累積的な環境影響について適切な評価を行い、その内容を評価書に記載すること。

(5) 広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、準備書等の環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報提供に努めること。

(6) 本事業の実施にあたっては、地域住民等の懸念事項を十分に把握した上で積極的な情報提供を行い、事業による環境、健康及び生活への影響について丁寧かつ十分な説明に努めるなど、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉塵等は、環境基準値等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

(2) 騒音及び低周波音

工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音、振動並びに風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響について、最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見をもとに、住民への健康被害が生じないよう適切な対策を講ずること。

また、本事業の工事及び供用により地域住民等の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境

- ア 河川等への濁水到達の予測式が当該計画地に適用可能かどうか降水量、地質、地形（傾斜含む）等の点から検討を行うこと。その予測式が適用できない場合は、再度予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。
- イ 沈砂池に滞留した土砂が下流へ影響を及ぼさないよう、浚渫等の管理計画を検討し、評価書に記載すること。
- ウ 地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

(4) 地形及び地質

- ア 対象事業実施区域の周辺は脆弱な地質が予想される地域であることから、風力発電設備の設置にあたっては軟弱地盤を避け、土地の改変を最小限に抑えること。
また、近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、事業実施による土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、必要な対策と土砂災害が生じた場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。
- イ 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が比較的検出されやすい土壌が分布する地域となっていることから、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が生じないように考慮すること。
また、重金属類等（ヒ素等）が検出された場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

(5) 動物

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には、一級河川高津川水系匹見川、生山川、赤谷川や二級河川の周布川及び三隅川などが分布し、特別天然記念物オオサンショウウオや絶滅危惧種であるゴギを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、これらの河川には第五種共同漁業権が設定されており、アユ等の水産上重要な種も生息・生育している。
このため、事業の実施にあたっては濁水をこれらの水系へ流入させないように、また、水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。
- イ 河川では上流の改変の影響が下流に出る場合があることから、アユが遡上してくる下流域においてもアユの餌となる河床の付着藻類など、餌資源となる動植物についても調査の上、影響予測を行うこと。また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の渡りの経路になっていることに加え、クマタカの営巣等も確認されており、風力発電設備への衝突や繁殖の阻害などの重大な影響が懸念される。

これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、工事時期及び工事内容について専門家等の助言を踏まえて再検討を行うこと。

エ 既設及び現在、環境影響評価手続き中の風力発電設備も含めた累積的影響について、施設稼働後の鳥類の営巣状況及び飛行高度別の回避飛行ルート的事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。また、事後調査において重大な影響が認められる場合は、専門家等の助言を踏まえ、効果的な環境保全措置を適切に実施すること。

オ 対象事業実施区域及びその周辺では、天然記念物のヤマネのほか、ツキノワグマ等の生息が確認されており、事業実施に伴う尾根部の改変による生息環境への影響が懸念されることから、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

(6) 植物

ア 対象事業実施区域に存在するブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林は、多様な種を維持する生態系の形成において重要な役割を果たしている。

本事業の実施に伴う機材搬入路及びアクセス道路の設置などにより広範囲の森林伐採が想定されるため、伐採面積を最小限とし、環境への影響について可能な限り低減すること。

イ 対象事業実施区域には島根県において絶滅危惧Ⅰ類に分類されているバイケイソウが確認されている。バイケイソウは地表が適度に湿った環境で生息するため、濁水に配慮する一方で、乾燥化が起きないように適切な対策を講ずること。また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 工事の施工に際し、改変箇所に重要な種を確認した場合は、環境影響の回避又は低減を前提として検討し、やむを得ず代償措置を行う場合は、専門家等の助言を踏まえた移植等の措置や定着状況の確認等の事後調査を実施すること。また、事後調査において重大な影響が認められた場合は、環境保全措置を適切に実施すること。

(7) 生態系

ア 尾根改変による長期的な影響として、土壌流出や土地の乾燥化が危惧されるため、そこに生息する動植物及び生態系に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

イ 工事の実施及び施設稼働に伴う騒音、振動及び低周波音の影響によってクマ、シカ、サル及びイノシシ等の生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性がある。このため、これらの種に対する影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

また、事後調査を実施することとし、その調査計画を評価書に記載すること。

ウ 伐採跡地の緑化を行う場合は、周辺の生態系に影響を与えないよう在来種を採用すること。

(8) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

主要な眺望点に関する調査地点として 16 地点が選定されているが、対象事業実施区域の周辺には美濃地屋敷など、ほかにも主要な眺望点の対象とすべき地点があるため、調査地点を再検討の上、再度予測・評価を行うこと。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在しており、眺望景観等への影響が懸念される。このため、準備書で述べられている環境保全措置を確実に実施し、環境への負荷を最大限に回避・低減するとともに、景観法第 2 条の基本理念にのっとり、良好な景観の形成に努めること。

(9) 廃棄物等

本事業の実施に伴って発生する廃棄物を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については準備書に記載した計画に従い、再利用に努めること。

また、廃棄物の保管場所及び残土の仮置場について、降雨等により濁水が流出しないよう適切に管理すること。